

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 10

処 分 名	社会福祉連携推進法人の認定	
処 分 の 概 要	社会福祉連携推進法人の認定を行う。	
根 拠 法 令 名	社会福祉法(昭和26年法律第45号)	
条 項	第125条	
所 管 課	指導監査課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		30日
標準処理期間	計	30日
判断基準	<p>社会福祉法第126条、第127条、社会福祉法施行令第33条及び社会福祉法施行規則第40条を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 社会福祉法</p> <p>第126条第1項 前条の認定(以下この章において「社会福祉連携推進認定」という。)の申請は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、定款、社会福祉連携推進方針その他厚生労働省令で定める書類を添えてしなければならない。</p> <p>第2項 前項の社会福祉連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 社員の氏名又は名称</p> <p>二 社会福祉連携推進業務を実施する区域</p> <p>三 社会福祉連携推進業務の内容</p> <p>四 前条第四号に掲げる業務を行おうとする場合には、同号に掲げる業務により支援を受けようとする社員及び支援の内容その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>第127条第1項 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。</p> <p>一 その設立の目的について、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが主たる目的であること。</p> <p>二 社員の構成について、社会福祉法人その他社会福祉事業を営業者又は社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であること。</p> <p>三 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実にを行うに足る知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。</p> <p>四 社員の資格の得喪に関して、第一号の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。</p> <p>五 定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録していること。</p> <p>イ 社員が社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他厚生労働省令で定める社員の議決権に関する事項</p> <p>ロ 役員について、次に掲げる事項</p> <p>(1) 理事六人以上及び監事二人以上を置く旨</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

(2) 理事のうち、各理事について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれず、並びに当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれないこととする旨

(3) 監事のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれないこととする旨

(4) 理事又は監事について、社会福祉連携推進業務について識見を有する者その他厚生労働省令で定める者を含むこととする旨

ハ 代表理事を一人置く旨

ニ 理事会を置く旨及びその理事会に関する事項

ホ その事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人においては、次に掲げる事項

(1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当該一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備に関する事項は理事会において決議すべき事項である旨

(2) 会計監査人を置く旨及び会計監査人が監査する事項その他厚生労働省令で定める事項

ヘ 次に掲げる要件を満たす評議会(第三十六条において「社会福祉連携推進評議会」という。)を置く旨並びにその構成員の選任及び解任の方法

(1) 福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成していること。

(2) 当該一般社団法人がその承認をするに当たり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができるものであること。

(3) 社会福祉連携推進方針に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができるものであること。

ト 第二十五条第四号の支援を受ける社会福祉法人である社員が当該社会福祉法人の予算の決定又は変更その他厚生労働省令で定める事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨

チ 資産に関する事項

リ 会計に関する事項

ヌ 解散に関する事項

ル 第四十五条第一項又は第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第四十六条第二項に規定する社会福祉連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該社会福祉連携推進認定の取消しの処分の日から一月以内に国、地方公共団体又は次条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人、社会福祉法人その他の厚生労働省令で定める者(以下において「国等」という。)に贈与する旨

ヲ 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨

ワ 定款の変更に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、社会福祉連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

社会福祉法施行令

第33条第1項 法第二百二十七条第五号ホの政令で定める基準を超える一般社団法人は、次の各号のいずれかに該当する一般社団法人とする。

一 最終事業年度(各事業年度に係る計算書類につき一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十六条第二項の承認(同法第二百二十七条前段に規定する場合にあつては、同法第二百二十四条第三項の承認)を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。)に係る同法第二百二十六条第二項の承認を受けた損益計算書(同法第二百二十七条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時社員総会に報告された損益計算書)に基づいて最終事業年度における経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額が三十億円を超えること。

二 最終事業年度に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十六条第二項の承認を受けた貸借対照表(同法第二百二十七条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時社員総会に報告された貸借対照表とし、一般社団法人の成立後最初の定時社員総会までの間においては、同法第二百二十三条第一項の貸借対照表とする。)の負債の部に計上した額の合計額が六十億円を超えること。

社会福祉法施行規則

第40条第1項 法第二百二十七条第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 社会福祉事業等従事者の養成機関を経営する法人

二 社会福祉を目的とする事業(社会福祉事業を除く。)を経営する法人

第2項 法第二百二十七条第五号イに規定する厚生労働省令で定める社員の議決権に関する事項は、次に掲げる事項とする。

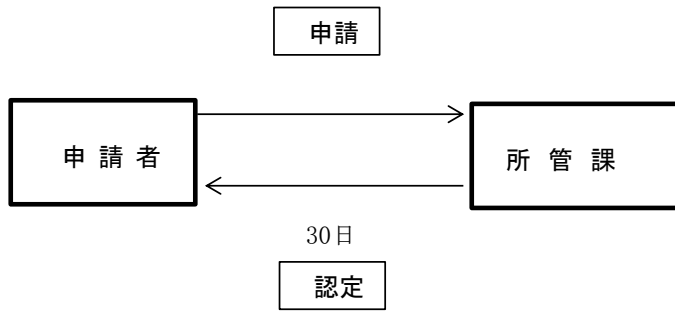
一 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでないこと。

イ 社員の議決権に関して、社会福祉連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。

ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。

- ハ 社員の議決権に関して、一の社員が総社員の議決権の過半数を保有しないものであること。
- 二 総社員の議決権の過半数は、社員である社会福祉法人が保有しなければならないものであること。
- 第3項 法第二百二十七条第五号ロ(2)に規定する当該一般社団法人の各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。
- 一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - 二 当該理事の使用人
 - 三 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - 四 前二号に掲げる者の配偶者
 - 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- 第4項 法第二百二十七条第五号ロ(3)に規定する当該一般社団法人の各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。
- 一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - 二 当該役員の使用人
 - 三 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - 四 前二号に掲げる者の配偶者
 - 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- 第5項 法第二百二十七条第五号ロ(4)に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 理事について、当該一般社団法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - 二 監事について、財務管理について識見を有する者
- 第6項 法第二百二十七条第五号ホ(1)に規定する厚生労働省令で定める体制の整備に関する事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 四 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 五 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
 - 六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項
 - 七 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
 - 九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 第7項 法第二百二十七条第五号ホ(2)に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 当該一般社団法人の計算関係書類(計算書類(法第三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百三十三条第二項に規定する計算書類をいう。))及びその附属明細書をいう。)を監査し、会計監査報告を作成しなければならないこと。
 - 二 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならないこと。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならないこと。
 - (1) 当該一般社団法人の理事及び職員
 - (2) その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
 - 三 前二号に掲げる事項のほか、財産目録(社会福祉連携推進法人会計基準(令和三年厚生労働省令第百七十七号)第十条第一号に規定する貸借対照表に対応する項目に限る。)を監査し、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならないこと。
 - 四 会計監査人は、次に掲げるものの閲覧若しくは謄写をし、又は当該一般社団法人の理事若しくは職員に対し、会計に関する報告を求めることができること。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したもの
- 第8項 法第二百二十七条第五号トに規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 決算の決定に関する事項
 - 二 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)の借入れに関する事項
 - 三 重要な資産の処分に関する事項
 - 四 合併に関する事項
 - 五 目的たる事業の成功の不能による解散に関する事項
- 第9項 法第二百二十七条第五号ルに規定する厚生労働省令で定める者は、社会福祉連携推進法人及び社会福祉法人とする。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。